

けんしんキャッシュカード規定

1. (カードの利用)

普通預金（総合口座取引の普通預金のほか、利息を付さない旨の約定のある普通預金を含みます。以下同じです。）について発行したけんしんキャッシュカードおよび貯蓄預金について発行したけんしん貯蓄預金キャッシュカード（以下これらを「カード」といいます。）は、それぞれ当該預金口座について、次の場合に利用することができます。

- (1) 当組合および当組合が現金自動受払機等（以下「ATM」といいます。）の共同利用による現金預入業務を提携した金融機関等（以下「預入提携先」といいます。）のATMを使用して普通預金および貯蓄預金（以下これらを「預金」といいます。）に預入れをする場合
- (2) 当組合および当組合がATMの共同利用による現金支払業務を提携した金融機関等（以下「支払提携先」といいます。）のATMを使用して預金の払戻しをする場合
- (3) 当組合および支払提携先のうち当組合がATMの共同利用による振込業務を提携した金融機関等（以下「振込提携先」といいます。）の振込を行うことができるATMを使用して振込資金を預金口座からの振替えにより払戻し、振込の依頼をする場合
- (4) その他当組合所定の取引をする場合

2. (ATMによる預金の預入れ)

- (1) ATMを使用して預金に預入れをする場合には、ATMの画面表示等の操作手順に従って、ATMにカードまたは通帳を挿入し、現金を投入して操作してください。
- (2) ATMによる預入れは、当組合または預入提携先所定の種類の紙幣および硬貨に限ります。
また、1回あたりの預入れは、当組合または預入提携先所定の枚数による金額の範囲内とします。

3. (ATMによる預金の払戻し)

- (1) ATMを使用して預金の払戻しをする場合には、ATMの画面表示等の操作手順に従って、ATMにカードを挿入し、届出の暗証番号および金額を正確に入力してください。この場合、通帳および払戻請求書の提出は必要ありません。
- (2) ATMによる払戻しは、当組合または支払提携先所定の金額単位とし、1回あたりの払戻しは、当組合または支払提携先所定の金額の範囲内とします。
なお、1日あたりの払戻しは当組合所定の金額の範囲内とします。
- (3) ATMを使用して預金の払戻しをする場合に、払戻請求金額と後記4. に規定する自動機利用手数料金額との合計額が、払戻すことのできる金額をこえるときは、その払戻しはできません。

4. (自動機利用手数料等)

- (1) ATMを使用して預金の預入れをする場合、ATMを使用して預金の払戻しをする場合には当組合および預入提携先または支払提携先所定のATMの利用に関する手数料（以下「自動機利用手数料」といいます。）をいただきます。
- (2) 自動機利用手数料は、預金の預入れ時または払戻し時に、通帳および払戻請求書なしで、その預入れ・払戻しをした預金口座から自動的に引落します。
なお、預入提携先または支払提携先の自動機利用手数料は、当組合から預入提携先または支払提携先に支払います。

5. (ATMによる振込)

- (1) 当組合または振込提携先のATMを使用して振込資金を預金口座からの振替えにより払戻し、振込の依頼をする場合には、ATMの画面表示等の操作手順に従って、ATMに払戻口座のカードを挿入し、届出の暗証番号、振込金額その他の所定の事項を正確に入力してください。この場合、通帳、払戻請求書および振込依頼書の提出は必要ありません。
- (2) 前記(1)の操作においては、ATMの画面に表示された振込依頼の内容等を確認のうえ、操作してください。確認操作された後は、ATMによる振込の訂正・組戻しはできません。訂正・組戻しが必要な場合には、窓口営業時間内に取引店の窓口にご相談ください。
- (3) ATMによる振込は1円単位とし、1回あたりの振込は、当組合または振込提携先所定の金額の範囲内とします。
- (4) 振込金額と後記6. に規定する振込手数料金額の合計額が払戻すことのできる金額をこえるときは、その振込はできません。
- (5) ATMの操作を完了したときは、すみやかに振込金額、振込手数料金額を「ご利用明細票」の記載内容により確認し、取引内容または残高に疑義のあるときはただちに取引店の窓口に出してください。

6. (振込手数料)

- (1) 当組合または振込提携先のATMを使用して振込を依頼する場合には、当組合または振込提携先所定の振込手数料をいただきます。
- (2) 振込手数料は、振込資金の預金口座からの払戻し時に、通帳および払戻請求書なしで、その払戻しをした預金口座から自動的に引落します。
なお、振込提携先の振込手数料は、当組合から振込提携先に支払います。

7. (ATM故障時等の取扱い)

- (1) 停電、故障等によりATMによる預入れの取扱いができない場合には、窓口営業時間内に限り、当組合本支店の窓口でカードにより預金に預入れをすることができます。
なお、預入提携先の窓口ではこの取扱いはできません。
- (2) 停電、故障等によりATMによる払戻しの取扱いができない場合には、窓口営業時間内に限り、当組合がATM故障時等の取扱いとして定めた金額を限度として当組合本支店の窓口でカードにより預金の払戻しをすることができます。
なお、支払提携先の窓口では、この取扱いはできません。
- (3) 前記(1)、(2)による預入れまたは払戻しをする場合には、当組合所定の入金票にカードの口座番号、氏名、金額を記入のうえ、または当組合所定の払戻請求書にカードの口座番号、氏名、金額等必要事項を記入のうえ、カードとともに提出し、当組合所定の手続きに従っ

てください。

(4) 停電、故障等によりATMによる振込の取扱いができない場合には、窓口営業時間内に限り、前記(3)によるほか振込依頼書を提出することにより振込の依頼をすることができます。

なお、振込提携先の窓口では、この取扱いはできません。

8. (カードによる預入れ・払戻し・振込金額等の通帳記入)

カードにより預入れた金額、払戻した金額、自動機利用手数料金額または振込手数料金額の通帳記入は、通帳が当組合のATMで使用された場合または当組合本支店の窓口で提出された場合に行います。

9. (カード・暗証番号の管理等)

(1) 当組合は、ATMの操作の際に使用されたカードが、当組合が本人に交付したカードであること、および入力された暗証番号と届出の暗証番号とが一致することを当組合所定の方法により確認のうえ、預金の払戻しを行います。当組合の窓口においても同様にカードを確認し、払戻請求書、諸届その他の書類に使用された暗証番号と届出の暗証番号との一致を確認のうえ、取扱いをいたします。

(2) カードは他人に使用されないよう保管してください。

また、暗証番号は生年月日、電話番号、連続番号、同一番号など他人に推測されやすい番号の利用は避けるとともに、定期的に変更して、他人に知られないよう管理してください。カードについて偽造、変造、盗用その他の事故があっても、そのために生じた損害については、当組合および支払提携先は責任を負いません。

ただし、この払戻しが偽造カードまたは変造カードによるものである場合、および盗難カードによるものである場合の当組合の責任については、後記10. 11によります。

10. (偽造カード等による払戻し等)

偽造カードまたは変造カードによる払戻しについては、本人の故意による場合または当該払戻しについて当組合が善意かつ無過失であって本人に重大な過失があることを当組合が証明した場合を除き、その効力を生じないものとします。この場合、本人は、当組合所定の書類を提出し、カードおよび暗証番号の管理状況、被害状況、警察への通知状況等について当組合の調査に協力するものとします。

11. (盗難カードによる払戻し等)

(1) カードの盗難により、他人に当該カードを不正使用され生じた払戻しについては、次の各号のすべてに該当する場合、本人は当組合に対して当該払戻しにかかる損害(手数料や利息を含みます。)の額に相当する金額の補てんを請求することができます。

① カードの盗難に気づいてからすみやかに、当組合への通知が行われていること

② 当組合の調査に対し、本人より十分な説明が行われていること

③ 当組合に対し、警察署に被害届を提出していることその他の盗難にあったことが推測される事実を確認できるものを示していること

(2) 前記(1)の請求がなされた場合、当該払戻しが本人の故意による場合を除き、当組合は、当組合へ通知が行われた日の30日(ただし、当組合に通知することができないやむをえない事情があることを本人が証明した場合は、30日にその事情が継続している期間を加えた日数とします。)前日以降になされた払戻しにかかる損害(手数料や利息を含みます。)の額に相当する金額(以下「補てん対象額」といいます。)を補てんするものとします。

ただし、当該払戻しが行われたことについて、当組合が善意かつ無過失であり、かつ本人に過失があることを当組合が証明した場合には、当組合は補てん対象額の4分の3に相当する金額を補てんするものとします。

(3) 前記(2)の規定は、前記(1)にかかる当組合への通知が、カードが盗取された日(盗取された日が明らかでないときは、当該盗難にかかる盗難カード等を用いて行われた不正な預金払戻しが最初に行われた日)から、2年を経過する日以後に行われた場合には、適用されないものとします。

(4) 前記(2)の規定にかかわらず、次のいずれかに該当することを当組合が証明した場合には、当組合は補てん責任を負いません。

① 当該払戻しが行われたことについて当組合が善意かつ無過失であり、かつ、次のいずれかに該当する場合

ア 本人に重大な過失があることを当組合が証明した場合

イ 本人の配偶者、二親等内の親族、同居の親族、その他の同居人、または家事使用人によって行われた場合

ウ 本人が、被害状況についての当組合に対する説明において、重要な事項について偽りの説明を行った場合

② 戦争、暴動等による著しい社会秩序の混乱に乗じまたはこれに付随してカードが盗取された場合

12. (カードの紛失、届出事項の変更等)

(1) カードを紛失したとき、カードが偽造、変造、盗難、紛失等により他人に使用されるおそれが生じたとき、または他人に使用されたことを認知したときは、ただちに本人から当組合所定の方法により取引店に届出てください。当組合は、この届出により、ただちにカードによる預金の払戻し停止の措置を講じます。

(2) 前記(1)の届出の前に、カードを失った旨電話による通知があった場合にも、前記(1)と同様とします。

なお、この場合にも、すみやかに当組合所定の方法により取引店に届出てください。

(3) 氏名、暗証番号その他の届出事項に変更があった場合には、ただちに本人から当組合所定の方法により取引店に届出てください。

ただし、暗証番号はATMでも変更できます。ATMで暗証番号を変更された場合は、当組合への届出の必要はありません。

(4) この届出の前に生じた損害については前記10. 11. および当組合に過失がある場合を除き、当組合は責任を負いません。

13. (カードの再発行等)

(1) カードの盗難、紛失等の場合のカードの再発行は、当組合所定の手続きをした後に行います。この場合、相当の期間をおき、また保証人を求めることがあります。

(2) カードを再発行する場合には、当組合所定の再発行手数料をいただきます。

14. (ATMへの誤入力等)

ATMの使用に際し、金額等の誤入力により発生した損害については、当組合は責任を負いません。

なお、提携先のATMを使用した場合の提携先の責任についても同様とします。

15. (解約、カードの利用停止等)

(1) 預金口座を解約する場合またはカードの利用を取りやめる場合には、そのカードを取引店に返却してください。

なお、当組合普通預金規定または貯蓄預金規定により、預金口座が解約された場合にも同様に返却してください。

(2) カードの改ざん、不正使用など当組合がカードの利用を不相当と認めた場合には、その利用をおことわりすることがあります。この場合、当組合からの請求がありしただちにカードを取引店に返却してください。

(3) 次の場合には、カードの利用を停止することがあります。この場合、当組合からの請求がありしただちにカードを取引店に返却してください。

① 後記16. (譲渡・質入れ等の禁止) に定める規定に違反した場合

② カードが偽造、変造、盗難、紛失等により不正に使用されるおそれがあると当組合が判断した場合

③ 預金口座に関し、最終の預入れまたは払戻しから当組合が別途表示する一定の期間が経過した場合、ただし、当組合の窓口において当組合所定の本人確認書類の提示を受け、当組合が本人であることを確認できたときに停止を解除します。

16. (譲渡・質入れ等の禁止)

カードは譲渡、質入れまたは貸与することはできません。

17. (規定の準用等)

この規定に定めのない事項については、当組合普通預金規定、無利息型普通預金規定、総合口座取引規定、総合口座取引規定(無利息型普通預金)、貯蓄預金規定および振込規定等により取扱います。

(注) けんしん法人キャッシュカードは、前記1. の規定にかかわらず他金融機関での取扱いはできません。

18. (規定の変更)

(1) この規定の各条項その他の条件は、金融情勢の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、当組合ホームページへの掲載による公表その他相当の方法で周知することにより、変更できるものとします。

(2) 前項の変更は、公表等の際に定める適用開始日から適用されるものとします。

以 上